



白河市告示第179号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成20年12月24日

白河市長 鈴木和夫



新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
大信増見	腹田	大信増見	金谷林	49の1